

神奈川県称号審査会（剣道 錬士・教士）要項（一部改定）

* 受審規程の実施期間は 令和7年9月～令和8年2月 までとする。

錬士号

受審資格

◎ 六段・七段受有者で 取得後 1年 を経過した者

受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること

- ① 日本剣道形 2回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は＜出席免除＞
- ② 審判法 2回 以上
- ③ 指導法（合同稽古会） 2回 以上
- ④ 審判経験 無し

◎ 五段受有者で、五段取得後 10年以上 経過し 年令 60才以上の者

受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること

◎ 六段・七段取得後 1年 を経過した者で、全剣連社会体育指導員資格（中級・上級）認定者は
全剣連の＜小論文提出＞が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 打太刀・仕太刀 両方 を行う。
- ③ 講習会(座学: 全剣連の称号本審査に提出する「小論文」作成方法について(当日開催)
社会体育指導員資格（中級・上級）認定者を除く全員出席のこと)

※ 受審申告書に支部長の承認を受ける

教士号

受審資格

◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過した者

受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること

- ① 日本剣道形 2回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は＜出席免除＞
- ② 審判法 2回 以上
- ③ 指導法（合同稽古会） 2回 以上
- ④ 指導歴を記入

◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過し、全剣連社会体育指導員資格（上級）認定者は
全剣連の「学科試験」が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

※ 受審申告書に支部長の承認を受ける

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 形の何本目かを指定し、解説・実施させる。
- ③ 講習会(座学: 全剣連の称号本審査に向けての 学科試験の取り組み方について(当日開催)
社会体育指導員資格（上級）認定者を除く全員出席のこと。

神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士)申請資格 受審要項 (一部改定)

* 受審規程の実施期間は 令和7年9月～令和8年2月 までとする。

＜剣道 錬士・教士 審査受審規程＞

< 神奈川県剣道連盟 審査規程 >						< 全剣連 >
称号	受審資格	受審日以前【2年間】に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、剣道手帳に規程回数の受講印のある者 (錬士・教士 共通)				審査規程
		日本剣道形 講習会	審判法 講習会	指導法 (合同稽古会)	審判経験 指導歴	
錬士	六段取得後 1年 を経過した者	2 回以上	2 回以上	2 回以上	無し	論文提出
	<特例> 五段取得後 10年 を経過 年令 60才以上の者	2 回以上	2 回以上	2 回以上		
	六段 取得後 1年 を経過した者で、 全剣連 社会体育指導員資格(中、上級)認定者	<免除>	2 回以上	2 回以上		論文提出 <免除>
教士	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過した者	2 回以上	2 回以上	2 回以上	「剣歴」「指導歴」 受審申請書に記入する	論文提出
	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過し、 全剣連 社会体育指導員資格認定者	社会体育 中級、上級 <免除>	2 回以上	2 回以上		社会体育上級 <免除>

※ 受審申告書に支部長の承認を受ける

＜神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士) 審査項目・講習会＞

区分	日本剣道形	審判法	講習会(座学)
錬士	(打太刀・仕太刀)両方を行う	(主審:1回)(副審:2回)を行う	全剣連審査に 向けての講習を 全員受講
教士	指定された何本目かを 解説しながら行う	(主審:1回)(副審:2回)を行う	